

創業等ワーキング・グループ（中間報告）

■規制改革の目的及び主な検討項目

* 下記の《優先項目》は、平成 25 年 3 月 8 日第 4 回規制改革会議にて決定されたWGの優先検討項目

規制改革の目的	検討の視点及び主な検討項目
リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出	<p>我が国の閉塞感を打ち破る起爆剤としての起業・新規ビジネスの創出を促すため、技術やアイデアを事業化する段階において必要なリスクマネーの供給の促進や市場における取引の活性化等を図る。</p> <p>《優先項目》○ベンチャー企業の育成その他の成長支援のための資金供給の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業内容等の開示の合理化 ・クラウド・ファンディング促進のための環境整備 ・地域における資本調達を促すためのグリーンシート制度の見直し ・新規上場時における最低株主数基準の緩和 ・有価証券報告書等の虚偽記載等の民事責任の見直し <p>○総合的な取引所の創設</p>
インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大	<p>震災に強いインフラ整備や技術開発の優位性の確立が求められている中、老朽化したマンションの建替えや先進自動車の技術開発を促進し、インフラ関連の内需拡大を契機としたビジネスチャンスの創出・拡大を促すことが重要。</p> <p>こうした観点から、容積率の緩和、区分所有法の建替え決議要件の緩和、先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化等を図る。</p> <p>《優先項目》○容積率の緩和・区分所有法における決議要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容積率の緩和（総合設計制度の見直しを含む） ・区分所有建物の建替え決議要件の緩和等 ・区分所有建物から構成される団地の一括建替え決議要件の緩和 <p>○先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化</p>

規制改革の目的	検討の視点及び主な検討項目
国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備	<p>IT化、グローバル化等の経済社会の変化や急速な技術進歩に対応できず、国民の利便性の確保や効率的かつ低コストの事業活動の実現を妨げている各種の規制の見直しを行うことにより、最適なビジネス環境の整備を図る。</p>
	<p>（主 　　な） 検討項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ビッグデータ・ビジネスの普及（匿名化された情報の利用制限の見直し） ○信書の取扱いの全面的な民間開放に向けた信書便法の見直し ○経済社会、技術進歩の動向等を踏まえた安全性に係る規制の合理化 <ul style="list-style-type: none"> ・産業用ロボットに係る規制の見直し ・市外局番（0AB-J 番号）取得に係る品質要件の見直し ・新規化学物質の審査制度の見直し ○輸出通関申告官署の自由化

■開催実績及び今後のスケジュール案

- 3月27日 第1回会合： ◆創業WGの今後の進め方
◆関係者ヒアリング①（容積率の緩和、区分所有法における決議要件の緩和）
- 4月11日 第2回会合： ◆関係者ヒアリング②（ビッグデータ・ビジネスの普及（1）、ベンチャー企業の育成等）
◆国際先端テストについて
- 4月19日 第3回会合： ◆関係者ヒアリング③（産業用ロボットに係る規制の見直し、信書便法の見直し）
- 4月25日 第4回会合： ◆関係者ヒアリング④（総合取引所の創設）
◆検討の視点及び規制改革検討項目一覧（案）
- 5月8日 第5回会合： ◆関係者ヒアリング⑤（ビッグデータ・ビジネスの普及（2）、市外局番（OAB-J番号）取得に係る品質要件の見直し、輸出通関申告官署の自由化）
- 5月16日 第6回会合： ◆関係者ヒアリング⑥（先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化、新規化学物質の審査制度の見直し、報告書案とりまとめ（1））
- 5月27日 第7回会合： ◆報告書案とりまとめ（2）

検討項目		現状	課題	根拠法令等	所管省庁
リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出	証券市場の活性化	・インターネット等を通じた株式形態での資本調達は事実上認められない。 ・上場企業は、有価証券届出書における直近5年間分の財務諸表の提出や事業年度ごとに監査済み内部統制監査報告書の提出が求められている。 ・各取引所では、上場審査においてそれぞれ形式的資格要件を定めており、株式数、株主数、時価総額等について一定以上となることが求められている。	新興・成長企業へのリスクマネー供給を促進する観点から、企業情報開示の合理化やインターネット等を通じた株式形態での資本調達(クラウド・ファンディング)を可能とする枠組みの構築、株式の新規上場時に取引所が要求する形式基準の見直しを実施すべきではないか。	金融商品取引法第5条第1項、第24条の4の4、第193条の2第1項	金融庁
	証券市場における民事責任の見直し	有価証券発行会社の流通市場における民事責任について、有価証券報告書等に重要な事項について虚偽の記載等があった場合において、書類の提出者が募集・売出しによらずに有価証券を取得した者に対して無過失賠償責任を負う。	重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出した会社が負担する、流通市場で有価証券を取得した者に対する賠償責任の見直しを実施すべきではないか。	金融商品取引法 21条の2第1項	金融庁
インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大	容積率の緩和・総合設計制度の見直し	建築基準法は原則として着工時の法律に適合することを要求しているため、増改築や建替え等を行う際には、原則その時点の法令への適合が求められる。老朽化したマンションの場合、既存不適格建築物が多く、容積率制限を緩和する特例制度として設けられている総合設計制度等の容積緩和手法を適用できない場合、建替えが困難である旨の指摘がある。	老朽化したマンション等の建替えが円滑に進むよう、各地方自治体で設定されている総合設計制度や同制度に基づき建替えが実施された事例について調査・検証を行うべきではないか。また、老朽化したマンション等の建替えが円滑に進むよう、容積率の緩和や総合設計制度の見直しなどを実施すべきではないか。	建築基準法第59条の2	国土交通省
	区分所有法における決議要件の緩和	区分所有建物の建替えを行うためには、区分所有者(頭数)及び議決権(床面積割合)の5分の4以上の集会の決議が必要とされている。また、区分所有建物から構成される団地の一括建替えを行う際は、①全棟併せた区分所有者(頭数)及び議決権(土地共有持分割合)の5分の4以上の合意、かつ②各棟の区分所有者(頭数)及び議決権(床面積割合)の3分の2以上の合意が必要とされている。	老朽化したマンション等の建替えが円滑に進むよう、区分所有建物の建替えの決議要件や団地内の区分所有建物の一括建替えの決議要件を緩和すべきではないか。	区分所有法第62条第1項、第70条第1項	法務省
		建替え決議の存在は、借地借家法第28条における建物賃貸借契約の更新をしない旨の通知又は建物の賃貸借の解約の申し入れに際して要求される「正当の事由」に明確に位置付けられていない。	老朽化したマンション等の建替えが円滑に進むよう、借地借家法上、更新拒絶や解約の申し入れの際に要求される「正当の事由」の考慮要素として建替え決議を明記すべきではないか。	借地借家法第28条	法務省
国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備	ビッグデータビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)	個人情報保護法においては、「個人情報」とは「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう」とされているが、現実には、氏名、住所等を削除して個人を特定できない状態にされた情報も「個人情報」として取り扱われている。	ビッグデータ・ビジネスの普及を促進する観点から、収集した「個人情報」を連結可能匿名化(※)した場合には、原則として、当該情報(連結可能匿名化情報)は「個人情報」に当たらないことを明確化すべきではないか。 (※)必要な場合に提供者を識別できるよう、当該提供者と新たに付された符号又は番号の対応表を残す方法による匿名化。	個人情報保護法第2条第1項、第16条、第23条	消費者庁
		ビッグデータ・ビジネスの普及を促進する観点から、収集した「個人情報」を匿名化情報とするために要する加工等の程度を明確化すべきではないか。	個人情報保護法第2条第1項	個人情報の保護に関するガイドライン所管官庁	
	信書の取扱いの全面的な民間開放に向けた信書便法の見直し	一般信書便事業の参入のためには一定の要件(約10万本のポスト設置義務等)が必要であり、現段階では一般信書便事業への参入は皆無。また多数が参入し、競争が実現されている特定信書便事業は、扱える信書便サービスの範囲が限定されている。	一般信書便事業の参入規制の緩和や郵便ネットワークの開放、特定信書便事業の業務範囲の拡大等、郵便・信書便分野における競争促進のための方策について検討すべきではないか。	郵便法第4条第2項、信書便法第2条第7項、第3条、第9条等、同法施行規則第9条等	総務省
		・「信書」の送達の業務は日本郵便株式会社が行うこととされており、同社以外の者は信書便法に基づく許可なく「信書」の送達の業務を行ってはならず、これに違反した場合には利用者及び事業者双方に罰則の適用がある。しかし、同社の独占領域を画する「信書」の概念が利用者及び事業者双方にとって不明確であるとの指摘がある。	利用者の側で信書であることの明確な意思表示をした場合に限り信書として取り扱う等、信書・非信書の区別が徹底されるルール・方法の検討を行うべきではないか。	郵便法第4条第2項	総務省
産業用ロボットに係る規制	労働安全衛生規則では、産業用ロボット運転時において労働者に危険が及ぶ恐れのあるときは、柵または囲い等の危険防止措置を講じる必要があると規定されており、人間との協働運転が行えない。	産業用ロボットと人間との協働作業が可能となるよう、産業用ロボットのユーザーがリスクアセスメントを実施しリスクに応じた安全対策を選択することを可能とすべきではないか。 ※リスクアセスメント:作業における危険源の同定、リスクの見積・評価、リスク低減のための手段検討等、一連のプロセスのこと。	労働安全衛生規則第150条第4項、第5項、「産業用ロボットの使用等の安全基準に関する技術上の指針」	厚生労働省	